

児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会
自立支援検討チーム

自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課、家庭福祉課

課題・検討の方向

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

課題(4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

課題(1) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について

○迅速、確実な一時保護の実施と一時保護中の支援のあり方

現状(第6回委員会資料より)

課題

- 平成25年度の実績
 - 所内一時保護:21,281件(内、児童虐待10,105件(47.5%))
 - 一時保護委託:12,016件(内、児童虐待5,382件(44.8%))
 - 所内一時保護の平均保護日数:29.0日
 - ※以上、平成25年度福祉行政報告例から
- 年間平均入所率が100%を越える一時保護所は6か所
また、81~100%の一時保護所は24か所
(平成25年1~12月の間の一時保護所(132か所)の平均入所率)
- * 平成26年4月の一時保護所数 134カ所
※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ
- 一時保護の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を示している。
- 一時保護解除の判断基準として、子ども虐待対応の手引きでは「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を示している。
- 児童虐待を主訴として一時保護した件数の内、施設入所または里親等委託した件数は28.1%であり、一時保護所から帰宅等の件数は67.3%となっている。 ※平成25年度福祉行政報告例から
- 一時保護所の設置主体は、都道府県、指定都市等

- 子どもの安全に迷いがある場合は、積極的に一時保護を実施するという方向性についてどう考えるか。
- 迅速、確実な一時保護の実施のために有効な方策についてどう考えるか。
 - ・ 年齢や課題、期間等、様々な児童を保護するに当たり、望ましい環境を得るための工夫
 - ・ その後の親子関係再構築を念頭に、いかに親の理解を得るかの工夫 等
- 一時保護所の運営を児童福祉施設等を運営する社会福祉法人等に委託することについてどう考えるか。

課題(2) 親子関係再構築支援のための取組

○児童相談所と施設、児童家庭支援センターの役割と機能

現状(第6回委員会資料より)

- 児童相談所と施設、児童家庭支援センターにおいて親子関係再構築の支援を実施。
- 施設においては、①施設に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の義務化や心理療法担当職員の配置、②平成24年3月に施設種別ごとの施設運営指針及び里親養育指針を定め、その指針の中で家族への支援について規定、③平成25年3月に施設種別ごとの親子関係再構築支援事例集を作成し、平成26年3月に親子関係再構築支援ガイドラインを策定するなどにより親子再構築支援の充実を推進。
- 児童家庭支援センターにおいても、親子関係再構築支援を行うことが可能とされている。

- 児童相談所と施設が連携の上、親子関係の調整を行う必要があるが、児童相談所においては虐待の初期対応等に時間をとられるため十分な対応ができていない場合がある。
- 入所児童は必ずしも家庭復帰できる児童だけではない。(児童の今後の見通し「保護者のもとへ復帰」乳児院:23.4%、児童養護施設27.8%(H25.2))
- 児童家庭支援センターを有効に活用している自治体がある一方、設置していない自治体(22自治体/全69自治体)もある。

課題

- 親子関係再構築を効果的に実施するための技術や手法の向上についてどのように進めていくか。
- 親子関係再構築支援について児童相談所の役割、児童養護施設等施設の役割、児童家庭支援センターの役割をどう考えるか。
- 親子関係再構築支援を行ったが、家庭復帰の見込みが立たない(又は長期間家庭復帰できない)児童に対する支援をどう考えるか。
例えば、原則里親委託又はファミリーホームへの委託とすることについてどのように考えるか。
- 里親やファミリーホームに委託されている児童にかかる親子関係再構築をどう考えるか。

課題(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

①施設として取り組むべき職業指導等のあり方と方法

現状(第6回委員会資料より)

- 施設職員が学校と連携し入所児童の進路指導を実施。職業指導員配置施設では、職業指導員が実習指導や就職活動を支援。
- 就職支援以外の自立に向けた支援(ビジネスマナー・金銭管理等)についても、施設職員が指導する中で支援。
- 支援が必要な場合には20歳に達するまで措置延長が可能。

- 職業指導が直ちに就労に結びつかない場合がある。また、職業指導員の配置施設数も多くない。
(H26:44か所(児童養護施設等))
- 大学等進学する入所児童が少ない。
 - ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童養護施設入所児童のうち、平成26年5月1日現在の進路の割合：
大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
- 就職又は大学等進学したが、1年以内で離職又は退学する児童等が多い。
 - ・就職したが1年以内で離職した児童等の割合：
43.0%(中学卒業児童)、26.6%(高校卒業児童等)
(H24全国児童養護施設協議会)
 - ※全国の中学(高校)卒業後就職者1年目離職者の割合：
40.4%(中学卒業)、19.9%(高校卒業)(厚生労働省HP「新規学卒者の離職状況に関する資料一覧」)

課題

- 施設としての職業指導のあり方をどう考えるか。
- 職業指導員の役割についてどう考えるか。
例えば、実技実習だけでなく、就労支援機関との連携等による児童に対する付添型支援や、職場開拓等の実施についてどう考えるか。
- 福祉施策だけでなく、ハローワークの積極的な活用等、労働施策と連携した社会的養護の自立支援についてどう考えるか。
- 将来的な目標を持ちにくい児童について、自立支援へ結びつける試みとして、地方における就労体験等を提供することについてどう考えるか。
- 自立に向けた支援の充実の観点から、現行の自立支援計画及び子ども自立支援計画ガイドラインの見直しについてどう考えるか。

現状(第6回委員会資料より)

・大学等進学したが中途退学した施設入所児童等の割合:年平均6.2%(H24全国児童養護施設協議会)

※全国の大学等中途退学者の割合:2.65%(H24文部科学省)

- 一時保護中に児童が18歳に到達した場合、一時保護の継続及び施設入所措置を行うことができない取扱いとしている。
- 措置延長後(18歳以上)に措置変更ができない取扱いとしている。

課題

- 自立支援に貢献する企業の取組の紹介や人材不足の業界との連携など、民間企業の取組と連携して児童の自立に向けた選択肢を増やしていくことについてどう考えるか。
- 施設退所児童等の離職防止や中途退学しない(させない)ための施設の取組状況をどのように評価するか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。
- 一時保護中の児童について18歳にいたる前に、児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18歳を超えても措置できるという取扱いについてどう考えるか。
- 措置延長後の児童に対し施設を変更するための措置変更を行うことについてどう考えるか。

課題(3)措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について

②里親や里親に委託している児童に対する支援

現状(第6回専門委員会資料より)

- 里親支援について児童相談所や施設等の里親支援機関が担っている。
 - 里親委託児に係る自立支援計画は児童相談所が作成することとなっている。
 - 里親は、委託解除されることを心配して児童相談所への相談を躊躇してしまうとの声がある。
 - 里親委託児は大学等への進学割合が比較的高く、里親の持ち出しによる金銭的負担が大きいとの声がある。
また、委託解除後も関係を持ち実家的役割を担うが、公費負担制度がないため、さらに金銭面等の負担が大きくなるという声がある。
- ・平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路:
- 里親・・・大学等23.3% 専修学校等・・・20.0%
- 児童養護施設・・・大学等11.4% 専修学校等・・・11.2%
- ※全高卒者・・・大学等53.8% 専修学校等・・・23.1%(学校基本調査)

課題

- 里親支援にかかる児童相談所の役割、児童家庭支援センター等里親支援機関の役割についてどう考えるか。
- 里親支援を充実させるために、里子の自立支援計画策定を里親支援機関に委託することについてどう考えるか。
- 進学を目指す児童等に対する支援をどう考えるか。【再掲】

課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

①自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫

現状(第6回専門委員会資料より)

- 自立援助ホームは、義務教育終了後の児童が20歳に達するまで入居できる事業であり、就労しながら自立に向けた支援を行うもの。(H26. 10現在:118か所)
- 児童養護施設入所児童等の場合、20歳に達するまで措置延長することは可能。
- 自立援助ホーム、児童養護施設等の措置延長の仕組みは、20歳に達するまでの制度であり、20歳以上になると児童福祉での支援は生活・就労の相談支援のみであり、取組みが十分ではないとの声がある。
- 児童養護施設退所児童等の支援の一つに自立援助ホーム(就労を前提)があるが、就労している児童等がいる一方、離職等により就労していない児童等もいる。
- 【再掲】就職又は大学等進学したが、施設退所後1年未満で離職又は退学する児童等が多い。

課題

- 自立援助ホームについてこれまでの役割(就労を前提)に加え、例えば、大学進学者向け等の新たな類型を設けることについてどう考えるか。
- 施設退所児童の居場所作りや施設の実家的機能についてどう考えるか。

課題(4)施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫

②施設退所児童のアフターケア

現状(第6回専門委員会資料より)

- 児童福祉法の児童福祉施設の各施設の定義の中で、退所児童等に対する相談その他の援助について規定。
- 退所児童等アフターケア事業(社会福祉法人、NPO等へ委託可)による退所児童等に対する生活及び就労に関する相談支援を実施。(H26. 10:20か所)
- 退所後も引き続き見守り支援等が必要な児童については、児童家庭支援センター等に対する指導委託(行政処分)が可能。
- 施設では入所児童の支援が中心であるため、本来行うことになっている退所児童等に対する相談支援が必ずしも十分に機能していない。
- 退所児童は全国にいる一方、退所児童等アフターケア事業を実施している事業者は限られている。
- 児童家庭支援センターに対する指導委託に地域差があり、全体としては低調。(年0～19人(H25全国児童家庭支援センター協議会))
- 【再掲】20歳以上になると児童福祉での支援が退所児童等アフターケア事業などの生活・就労の相談支援はあるが、日常生活支援は手薄になる。

課題

- 施設退所児童のアフターケアの充実に当たり、都道府県の役割をどう考えるか。
- 施設退所後の見守り支援をどう考えるか。
- 自立の見込みが立たない児童等に対する支援をどう考えるか。